

令和3年4月30日

主文

本件再審査請求を棄却する。

事実

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、後記第2の2(8)記載の原処分取消しを求めるということである。

第2 事案の概要

1 事案の概要

本件は、a社(以下「本件a会社」という。)を事業主とする健康保険法(以下「健保法」という。)及び厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)上の適用事業所(以下「本件事業所a」という。)において、70歳以上の使用される者(厚年法第27条に定める70歳以上の使用される者をいう。以下同じ。)であった請求人が、本件事業所aに係る事業の一部がb社(以下「本件b会社」という。)に吸収分割されたことから、同社の適用事業所(以下「本件事業所b」という。)においても70歳以上の使用される者となり、それに伴い、請求人が受給している老齢厚生年金について、後記2(8)記載の原処分がされたことに対し、請求人が、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をしたという事案である。

2 再審査請求に至る経緯

本件記録によると、請求人が本件再審査請求に至る経緯として、次の各事実が認められる。

(1) 請求人は、平成○年○月○日に65歳に到達し、同日を受給権取得年月日とする老齢厚生年金の受給権を取得し、平成○年○月○日に70歳に達するまで本件事業所aにおいて厚生年金保険の被保険者で、同日以後も本件事業所aにおいて70歳以上の使用され

る者であったことから、その老齢厚生年金については、平成○年○月分から、厚年法第46条により支給停止がされていた(以下、この支給停止を「在職老齢支給停止」といい、その支給停止額を「在職老齢支給停止額」という。))。

- (2) 本件a会社と本件b会社が、所定の手続を経て、平成○年○月○日付で、本件a会社を吸収分割会社、本件b会社を吸収分割承継会社として、本件事業所aに係る事業の一部を吸収分割したことから、請求人は、日本年金機構(以下「機構」という。)に対し、平成○年○月○日(受付)、同時に2以上の適用事業所に勤務しているとして、選択事業所を本件事業所a、非選択事業所を本件事業所bとする旨の健康保険・厚生年金保険被保険者所属選択・二以上事業所勤務届を提出した。なお、同届には、本件事業所aにおける報酬月額が30万円、本件事業所bにおける報酬月額は15万円と記載されている。そして、本件b会社は、機構に対し、同月○日(受付)、請求人について、健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届・70歳以上被用者該当届(以下「本件該当届」という。)を提出した。なお、同届には、資格取得年月日として同月○日、報酬月額として15万円である旨が記載されている。
- (3) 機構は、上記(2)記載の各届出に基づき、平成○年○月○日付で、本件a会社及び本件b会社に対し、請求人が同月○日に2以上事業所勤務70歳以上被用者(同時に2以上の適用事業所に勤務する70歳以上の使用される者のことをいう。以下同じ。)に該当した旨、及び、その厚生年金保険に係る標準報酬月額に相当する額(以下「標準報酬月額相当額」という。)を62万円とする旨の通知(以下「本件通知A」という。)をした。また、機構は、同月○日付で、本件a会社及び本件b会社に対し、健康保険について、請求人を、決定年月日を同月○日として2以上事

業所勤務被保険者（同時に2以上の適用事業所に勤務する被保険者のことをいう。以下同じ。）と決定するとともに、その標準報酬月額を62万円に決定する旨の処分をした。なお、上記通知及び上記処分に係る書面には、いずれも、請求人の報酬月額について、本件事業所aにおいては46万円、本件事業所bにおいては15万円の合計61万円である旨が記載されている。

- (4) 本件a会社は、機構に対し、平成○年○月○日（受付）、請求人について、健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更届・70歳以上被用者月額変更届を提出した（以下「当初変更届」という。）。なお、同届には、2以上事業所勤務70歳以上被用者に係る報酬月額変更届である旨と、請求人について、従前の健康保険に係る標準報酬月額（以下「健保標報月額」という。）は62万円（厚生年金保険に係る標準報酬月額（以下「厚年標報月額」という。）については記載なし。）であるところ、企業分割に伴う役員報酬の変更による平成○年○月の降給により、改定年月を平成○年○月として、健保標報月額及び標報月額相当額が変更となる旨が記載され、平成○年○月までの報酬月額等について、次表のとおり、記載されている。

| 給与支給月 | 給与計算の基礎日数 | 報酬月額     |          |
|-------|-----------|----------|----------|
| ○月    | ○日        | 300,000円 |          |
| ○月    | ○日        | 300,000円 | 平均額      |
| ○月    | ○日        | 300,000円 | 300,000円 |

- (5) 機構は、当初変更届に基づき、平成○年○月○日付けで、本件a会社及び本件b会社に対し、請求人について、決定年月を同月として、厚生年金保険に係る標報月額相当額を44万円と決定する旨の通知をした。また、機構は、同日付けで、本件a会社及び本件b会社に対し、適用年月を同月として、健保標報月額を44万円に決定する旨の

処分をした。なお、上記通知及び上記処分に係る書面には、いずれも、請求人の報酬月額について、本件事業所aにおいては30万円、本件事業所bにおいては15万円の合計45万円である旨が記載されている。

- (6) 本件a会社は、機構に対し、平成○年○月○日（受付）、請求人について、当初変更届に誤りがあったとして、健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更届・70歳以上被用者月額変更届<報酬月額訂正届>を提出した（以下「本件変更届」という。）。なお、同届には、2以上事業所勤務70歳以上被用者に係る報酬月額変更届である旨と、請求人について、従前の健保標報月額は62万円（厚年標報月額については記載なし。）であるところ、企業分割に伴う役員報酬の変更による平成○年○月の降給により、改定年月を平成○年○月として、健保標報月額及び標報月額相当額が変更となる旨が記載され、平成○年○月から平成○年○月までの報酬月額等について、次表のとおり、記載されている。

| 給与支給月 | 給与計算の基礎日数 | 報酬月額     |          |
|-------|-----------|----------|----------|
| ○月    | ○日        | 310,000円 |          |
| ○月    | ○日        | 310,000円 | 平均額      |
| ○月    | ○日        | 310,000円 | 310,000円 |

- (7) 機構は、本件変更届に基づき、平成○年○月○日付けで、本件a会社及び本件b会社に対し、請求人について、決定年月を同月として、厚生年金保険に係る標報月額相当額を47万円と決定する旨の通知（以下「本件通知B」という。）をした。また、機構は、同日付けで、本件a会社及び本件b会社に対し、適用年月を同月として、健保標報月額を47万円に決定する旨の処分をした。なお、上記通知及び上記処分に係る書面には、いずれも、請求人の報酬月額について、本件事業所aにおいては31万円、本件事業所bにおい

ては15万円の合計46万円である旨が記載されている。

- (8) 本件通知A及び本件通知Bを受けて、厚生労働大臣は、平成○年○月○日付けで、請求人の老齢厚生年金について、基本となる年金額が○○○万○○○○円であるところ、いずれも、「勤務先からの届出により、標準報酬月額（標準的な給与の額）が変更されたため、年金の支給停止額を変更しました。」という理由により、平成○年○月から、支給停止額を○○○万○○○○円として、年金額を○万○○○○円とし、平成○年○月から、支給停止額を○万○○○○円として、年金額を○万○○○○円とする旨の処分（以下、このうち平成○年○月からの支給停止額の変更による年金額の変更に係る処分を「原処分」という。）をした。
- (9) 請求人は、原処分を不服として、標記の社会保険審査官への審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

### 第3 当事者等の主張の要旨 (略)

#### 理由

##### 第1 問題点

- 1 健保法の適用事業所に使用される者は、適用除外となるものを除き健保被保険者となり（健保法第3条第1項）、厚年法の適用事業所に使用される70歳未満の者は、適用除外となるものを除き厚年被保険者となる（厚年法第9条）。
- 2 健康保険については、健保標準月額、健保被保険者の報酬月額に基づき、健保法第40条第1項に掲げる等級区分によって定めるとされている（健保法第40条第1項）。また、厚生年金保険については、厚年標準月額、厚年被保険者の報酬月額に基づき、厚年法第20条第1項に掲げる等級区分によって定めるとされている（厚年法第20条第1項）。
- 3 そして、報酬月額の算定及び標準報酬月額額の決定については、健厚被保険者が

毎年4月から6月までの3箇月間（適用事業所で継続して使用された期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となった日数（以下「支払基礎日数」という。）が17日未満であるときはその月を除く。）に受けた報酬に基づき、その年の9月から翌年の8月までの標準報酬月額を決定すること（以下、この方法による標準報酬月額の決定を「定時決定」という。）を原則とするが（健保法第41条第1項及び第2項並びに厚年法第21条第1項及び第2項）、健厚被保険者が現に使用される適用事業所において継続した3箇月間（各月とも、支払基礎日数が17日以上でなければならない。）に受けた報酬の総額を3で除して得た額が、その者の標準報酬月額の基礎となった報酬月額に比べて、著しく高低を生じた場合において、必要があると認めるときは、その額を報酬月額として、その著しく高低を生じた月の翌月から、標準報酬月額を改定すること（以下、この標準報酬月額の改定を「随時改定」という。）ができるとされている（健保法第43条第1項及び厚年法第23条第1項）。そして、保険者は、「健康保険法及び厚生年金保険法における標準報酬月額の定時決定及び随時改定の取扱いについて」（昭和36年1月26日発第4号厚生省保険局長通知）を定め、随時改定を行う場合を規定しており、昇給又は降給によって健保法第43条第1項又は厚年法第23条第1項の規定により算定した額による等級（健康保険にあっては、健保法第40条第1項に掲げる等級区分の等級をいい、厚生年金保険にあっては、厚年法第20条第1項に掲げる等級区分の等級をいう。以下同じ。）と現在の等級との間に2等級以上の差を生じた場合などを掲げ、当審査会も、この取扱いを相当としてきている。また、随時改定により7月から9月までのいずれかの月から標準報酬月額を改定される健厚被保険者については、その年に限り定時決定を適用しないこととされている（厚年法第21条第3項及び健保

法第41条第3項)。

- 4 健康保険について、健保法第44条第3項は、同時に2以上の適用事業所で報酬を受ける健保被保険者について報酬月額を算定する場合においては、各適用事業所について、健保法第41条第1項、第42条第1項、第43条第1項、第43条の2第1項若しくは第43条の3第1項又は第44条第1項の規定によって算定した額の合算額をその者の報酬月額とする旨を規定している。

また、厚生年金保険についても、厚年法第24条第2項は、同時に2以上の適用事業所で報酬を受ける厚年被保険者について報酬月額を算定する場合においては、各適用事業所について、厚年法第21条第1項、第22条第1項、第23条第1項若しくは第23条の3第1項又は第24条第1項の規定によって算定した額の合算額をその者の報酬月額とする旨を規定している。

そして、健康保険及び厚生年金保険のいずれにおいても、被保険者が、同時に2以上の適用事業所に使用されるに至った場合は、2以上の適用事業所勤務の届出等を10日以内に機構(健康保険は、本件においては厚生労働大臣。)に提出しなければならない旨を規定している(健康保険法施行規則第1条、第2条及び第37条第1項並びに厚生年金保険法施行規則第1条及び第2条)。

- 5 老齢厚生年金の受給権者が70歳以上の使用される者である日が属する月において、その者の標報月額相当額とその月以前の1年間の標準賞与額及び標準賞与額に相当する額の総額を12で除して得た額とを合算して得た額(以下「総報酬月額相当額」という。)及び老齢厚生年金の額(厚年法第44条第1項に規定する加給年金額等の加算額を除く。以下「老齢厚生年金基礎額」という。)を12で除して得た額(以下「基本月額」という。)との合計額が支給停止調整額(本件においては47万円。)を超えるときは、その月の分の当該老齢厚生年金について、総

報酬月額相当額と基本月額との合計額から支給停止調整額を控除して得た額の2分の1に相当する額に12を乗じて得た額(以下「支給停止基準額」という。)に相当する部分の支給を停止するとされ、ただし、支給停止基準額が老齢厚生年金基礎額以上であるときは、老齢厚生年金の全部(厚年法第44条の3第4項による支給繰上げに係る加算額及び国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「60年改正法」という。)附則第59条第2項に規定するいわゆる経過的加算額(以下、単に「経過的加算額」という。)を除く。)の支給を停止するとされている(厚年法第46条第1項、60年改正法附則第62条第1項。在職老齢支給停止)。

そして、厚年法第20条から第25条までの規定は、70歳以上の使用される者の標報月額相当額及び標準賞与額に相当する額を算定する場合に準用するとされている(厚年法第46条第2項)。

- 6 本件において、請求人が、平成○年○月○日付けで、厚生年金保険においては2以上事業所勤務70歳以上被用者に、健康保険においては2以上事業所勤務70歳以上被保険者にそれぞれ該当したこと、及び、平成○年○月以降、本件事業所a及び本件事業所bにおいて、賞与の支給を受けていないことについては、当事者間に争いはないものと認められるところ、請求人は、原処分を不服としているのであるから、本件の問題点は、上記1ないし5に掲示した法令等の定めるところに照らして、原処分が適法なものと認められるかどうかということである。

## 第2 当審査会の判断

- 1 本件記録によれば、平成○年○月以降、請求人に係る標準賞与額及び標準賞与額に相当する額がないことは明らかであり、本件記録中の本件事業所a及び本件事業所bにおける請求人に係る各○年賃金台帳によれば、本件事業所aに係る請求人の報酬月額は、平成○年○月支給分まで46万円であったところ、同年○月支給

分から31万円になったこと、及び、本件事業所bにおいて、請求人に対し、同月から15万円の報酬の支給が開始されたこと（本件事業所bにおける賃金台帳には、請求人に対し、同年〇月以前も月額46万円の報酬が支給された旨の記載があるが、誤記と推認される。）が認められる。また、本件b会社が、同月〇日（受付）で、本件該当届をし、機構が、同月〇日付で、本件該当届に基づき、本件a会社及び本件b会社に対し、同月〇日を決定年月日として、請求人を2以上事業所勤務70歳以上被用者に該当する者とし、その標報月額相当額を62万円とする旨の通知（本件通知A）をしたこと、及び、本件a会社が、平成〇年〇月〇日（受付）で、本件変更届をし、機構が、同月〇日付で、本件変更届に基づき、本件a会社及び本件b会社の各事業主に対し、決定年月を同月として、その標報月額相当額を47万円と決定する旨の通知（本件通知B）をしたことが認められる。そして、厚年法第46条第2項において、厚年法第20条から第25条までの規定は、70歳以上の使用される者の標報月額相当額を算定する場合に準用するとされている。

そうすると、本件b会社の事業主がした本件該当届及び本件a会社がした本件変更届は、いずれも、前記第1の3及び4に掲示した法令等の定めるところののりによってされたものであり、請求人に係る標報月額相当額を、平成〇年〇月から62万円（報酬月額61万円、第31級。）とし、平成〇年〇月から47万円（報酬月額46万円、第26級。）とする旨の本件通知A及び本件通知Bは、前記第1の2ないし5に掲示した法律の定めるところののりによってされた標報月額相当額の決定に係る通知であることが認められる。そして、請求人は、平成〇年〇月〇日に70歳に達し、同日以降、70歳以上の使用される者であり、かつ、老齢厚生年金の受給権者であるから、請求人が受給する老齢厚生年金については、

前記第1の5に掲示した法律の定めるところに従って在職支給停止額が算定され、在職支給停止をされることとなること、別紙3（別紙3中、「支給停止調整開始額」は支給停止調整額と同義と解される。）に記載の「在職による支給停止額」及び「合計年金額」からは、原処分に係る支給停止額及び年金額が、前記第1の5に掲示した法律の定めるところに従って算出されたものであることが確認（平成〇年〇月における請求人に係る総報酬月額相当額（62万円）及び基本月額（〇〇万〇〇〇〇円）との合計額（〇〇万〇〇〇〇円）が、支給停止調整額（47万円）を超え、支給停止基準額（〇〇万〇〇〇〇円）が老齢厚生年金基礎額（〇〇〇万〇〇〇〇円）以上であることから、老齢厚生年金基礎額全額が支給停止となり、経過的加算額（〇万〇〇〇〇円）のみが支給となる。）でき、原処分は、適法にされたものであることが認められる。

なお、請求人は、「分社前の一事業所の賃金が分社による二事業所勤務になっても、二事業所分を合わせた賃金総額が一事業所分と同額で推移しているにもかかわらず、二事業所勤務に対する厚生年金保険法の「規定」適用で増額となる“架空”の標準報酬月額が算定され、以って、報酬比例部分の支給年金が減額されていることは承服できないことです。」と主張するが、当審査会は、保険者がした処分が、法令の規定に照らして適法なものであるかどうかを審査するものであり、法が定める制度・仕組みそのものの当否に係る判断は、当審査会の権限外である。そして、原処分をした保険者の対応に信義則上問題となるような点も認められない本件において、上記説示のとおり、在職老齢支給停止額は、実際に支給されている賃金ではなく、厚年法の規定により、実際に支給されている賃金の額に基づき決定される標報月額相当額（厚年法第46条第2項の規定に基づき準用される厚年法第23条第1項の規定により、報酬月額の増減は、3箇月の経過をもって

判断され、その改定が必要であればその翌月から改定されることとなり、本件事業所 a における平成〇年〇月からの報酬月額減額による標報月額相当額の改定は平成〇年〇月からとなる。) を使用して、算定されることとなっているのであるから、請求人の主張は認められない。

- 2 以上によれば、原処分は適法なものであるから、本件再審査請求は理由がなく、棄却すべきである。よって、主文のとおり裁決する。